

<関係法令>

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 21 条の 5 の 15（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第 1 項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一から五の二まで（略）

六 申請者が、第 21 条の 5 の 24 第 1 項又は第 33 条の 18 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 12 号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

七から十二まで（略）

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 9 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四（略）

4 から 8 まで（略）

第 21 条の 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一から三まで（略）

四 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 21 条の 5 の 19 第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

五 指定障害児通所支援事業者が、第 21 条の 5 の 19 第 2 項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

六から十まで（略）

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二から十三まで（略）

2（略）